

明治大学外国人研究者招聘制度 募集要項

明 治 大 学
国 際 連 携 本 部

1 目的

本要項は、「明治大学外国人研究者取扱いに関する規程」に基づき、本学が招聘しようとする外国人研究者又は本学で研究を行おうとする外国人研究者の受入れに係る手続き等を定めています。なお、本制度は、本学専任教員（特任教員含む。以下、ホスト教員）との共同研究を目的としています。

2 外国人研究者

本学で受入れる外国人研究者は、以下のいずれかの身分が付与されます。

(1) 招聘教授 (Guest Professor)

外国の大学・研究所等に所属する常勤の研究者で、大学の教授及び大学教授に相当する経歴・業績を有すると認められる外国人研究者。

(2) 招聘研究員 (Guest Scholar)

外国の大学・研究所等に所属し、(1)に該当しない外国人研究者。

3 応募資格

(1) 招聘教授又は招聘研究員の身分に該当し、修士号以上を取得している者。

(2) 所属機関あるいはその他外部団体から研究活動に係る渡航、滞在費の経費支弁を受けていること。※私費のみによる来日は原則認めていません。

4 研究期間

外国人研究者が本学で研究に従事できる期間は、1ヶ月以上1年以内です。ただし、必要がある場合は1回のみ、延長申請が可能です。

※延長期間は1ヶ月以上1年以内です。所属機関長から明治大学長宛ての延長願書、延長期間に係る経費負担証明書を提出して下さい。

5 支援内容

外国人研究者は研究を遂行するにあたり、以下の支援を受けることができます。

(1) 明治大学外国人研究者身分証明書

(2) ライブラリーカード

(3) MIND モバイルアカウント (学内インターネットアクセス)

(4) 明治大学研究者宿舎利用 (1年以内)

6 提出書類

外国人研究者は書類一式（全て原本）を、ホスト教員に送付して下さい。ホスト教員は、申請書にサインし、国際連携事務室へ提出して下さい。

※提出書類は、日本語あるいは英語でご準備ください。その他言語の場合は、日本語訳を添付してください。

※学内便、郵便いずれも可能。

- (1) 明治大学外国人研究者招聘制度 申請書
- (2) 経歴書 (CV)
- (3) 推薦書 (所属機関長あるいは上級職位者から明治大学長宛て)
- (4) 経費負担証明書

7 提出期限

来日予定日の3ヶ月前までに提出して下さい。

※査証 (ビザ) 取得に時間のかかる国の場合、4ヶ月前

8 査証 (ビザ)

外国人研究者の査証取得に関しては、外国人研究者とホスト教員が相談し、進めて下さい。不明な点があれば、国際連携事務室にご連絡下さい。

【問合せ先】

明治大学 国際連携事務室 担当：羽田

TEL: 03 (3296) 4278

EMAIL: gaku jyutsu@meiji.ac.jp